

令和元年11月8日

令和元年度消費・安全対策交付金第三者評価会評価委員意見

1 A評価の事業に対する意見

国の事後評価「A評価」については評価として妥当である。

2 B評価の事業及び総合評価に対する意見

国の事後評価「B評価」については評価として妥当である。

3 事業を実施していく上での意見

○ 水産物の安全の確保（ソフト事業）

不漁等により操業回数が計画を下回ったことから、貝毒の検査回数も比例して減少している。豊凶が見通せない中、当該目標を検査回数とせず、全操業に対する検査実施割合を目標とするなど、国による設定方法の見直しも必要ではないか。

○ 家畜衛生の推進（ソフト事業）

県は、目標設定時に牛のブルセラ病及び結核病の検査対象を当該年度に対象となる全頭を検査する計画であったが、国が抽出検査も可能とする運用見直しを行ったことを受け、県は全頭検査から抽出検査に変更した。しかし、計画変更を行わなかったため、目標達成度が低下した。県は運用の見直しに従い、抽出検査を実施することとした際、適切に計画変更を行うべきである。

○ 病虫害防除の推進（ソフト事業）

「雑草管理（IPM）技術体系の確立」について、管理ポイントの指標のないブロッコリーの病虫害・雑草管理の検証を行うに当たり、管理ポイントの多いキャベツの指標を使用したため、管理ポイントの大半の項目を検証できなかったことにより目標達成度が低下している。県の目標設定時に事前に病虫害や雑草の専門家に意見を聴取するなど適切な指標を立てるよう国は県に指導すべきではないか。

4 その他の意見

国は地方自治体等が実施した事業の事後評価をするだけでなく、新年度の事業開始前に専門家の意見を聞いた上でニーズに沿った事業メニューを追加するなどの仕組みも作る必要があるのではないか。

以上